

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主利益重視、投資家保護及び株主に対するアカウンタビリティ重視の観点から、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる透明性の高い経営体制の構築に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
高島 勇二	240,000	26.12
堀 礼一郎	34,800	3.79
株式会社クベーラ・ホールディングス	26,800	2.92
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	22,900	2.49
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	20,586	2.24
CREDIT SUISSE AG ZURICH	19,400	2.11
鈴木 秀雄	18,800	2.05
古賀 広幸	17,800	1.94
日本証券金融株式会社	17,600	1.92
永木 秀明	13,107	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

「大株主の状況」は、2018年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
丸山 一郎	弁護士											○
黒部 得善	他の会社の出身者											○
後藤田 翔	税理士											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丸山 一郎		――	弁護士としての知識、経験が豊富であり、当社のコンプライアンス遵守のために、独立した立場から経営の監視をするのに適任であると判断したためであります。
黒部 得善		――	社会保険労務士としての知識、経験が豊富であり、当社のコンプライアンス遵守のために、独立した立場から経営の監視をするのに適任であると判断したためであります。
後藤田 翔		――	税理士としての知識、経験が豊富であり、税理士として、独立した立場から経営の監視をするのに適任であると判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役会は、定期的に会計監査人であるKDA監査法人とミーティングを実施するとともに、会計監査人の監査に同行するなど、適宜、必要なコミュニケーションを図っております。また、監査役の職務を補助するスタッフとも適宜、意見交換を行っております。
・常勤監査役が内部監査委員会の委員として内部監査の状況を把握するとともに内部監査部門と意見交換や情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石本 圭司	他の会社の出身者													○
西田 史朗	他の会社の出身者													○
中川 英之	公認会計士													○

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石本 圭司		――	他社での監査役としての経験が長く、かつ、通信業界において豊富な知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。
西田 史朗	○	――	長年の企業勤務及び役員としての経験により、企業経営に関する豊富な知見を有していることから社外監査役として職務を適切に遂行できるものと考えたためであります。

中川 英之		——	公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたためであります。
-------	--	----	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入
---	--------------

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動である役員賞与につきましては、業績等を考慮して取締役分の総額を取締役会で決議し、個人配分は代表取締役に一任しております。役員賞与に係る指標は、会社の収益状況を示す数値であることから、連結の親会社株主に帰属する当期純利益を選択しております。賞与の額の決定方法は、当該指標の実績を踏まえて総合的に勘案して決定します。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に対する年間報酬総額 38,285千円
(うち社外取締役に対する年間報酬総額 2,050千円)
監査役に対する年間報酬総額 5,500千円
(うち社外監査役に対する年間報酬総額 5,500千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、常勤取締役については 固定報酬、役員賞与で、社外取締役及び監査役については固定報酬で構成しております。株主総会の決議により役員報酬の総額の限度額を決定した上で、報酬の決定にあたっては、世間の役員報酬水準を加味し、職責に応じて適切に判断することとしております。その上で、取締役の固定報酬は、代表取締役が取締役会からの委任を受けて、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。また、監査役の報酬は、常勤、非常勤の別、業務分担の状況、専門知識の有無等を考慮して、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・社外取締役及び社外監査役に対する情報の伝達については、当社管理本部が担当しており、月1回開催される定時取締役会及び臨時の取締役会についての議案の概要及び資料を事前に送付しております。
・監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役の職務執行を補助する者として、当社の社員から監査役スタッフを配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行
当社は、監査役制度を採用しており、取締役会及び監査役会を設置しております。
取締役会は7名(うち3名は社外取締役)で構成され、原則毎月1回定期的に開催し、重要な案件が発生した場合には臨時取締役会を開催する

こととなっております。取締役は会社の重要な意思決定を行うとともに、代表取締役ならびにその他の業務執行を監督する機能も果たしております。

監査役会は3名(うち3名は社外監査役)で構成され、取締役会の意思決定の妥当性及び取締役業務執行の状況を監査しております。実際の監査役監査につきましては、常勤監査役が取締役会に出席して意見を述べるほか、取締役などに対して報告を求めたりすること等により監査を実施しております。また会計監査人に対しても随時、監査について説明及び報告を求め、それらを基に取締役などの業務執行の妥当性、即効性等を幅広く検証し、取締役の業務執行を監査しております。

2. 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、グループ監査室が策定し、内部監査委員会が承認した年度監査計画に従い、グループ監査室が当社及び子会社を対象とした監査を実施しております。監査内容・監査結果は、内部監査委員会で報告・承認され、取締役会にも報告され、対象監査部署に対しては監査結果に基づく改善要請を行っております。

監査役監査につきましては、各監査役は監査役会で決定した監査方針・方法に従い取締役会等重要な会議に出席するとともに、重要な決裁文書の閲覧や取締役などから報告を受けたりするなど、経営の監視・監督機能を果たしております。また、会計監査人に対しても随時説明及び報告を求め会計監査人の業務執行の妥当性を検証するとともに、それらを取締役などの業務執行の妥当性検証に活かすなど、監査品質の向上を図っております。

更に代表取締役と監査役会との会合を定期的に開催し、意見・情報交換を通じて業務執行者との意思疎通の強化も図っております。

なお、監査役中川英之は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 会計監査の状況

当社の会計監査につきましては、平成30年3月期よりKDA監査法人と会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を締結しており定期的な監査のほか、会計上の課題について随時確認を行い適正な会計処理につとめております。

なお、同会計監査人と当社との間には、特別な利害関係はありません。

4. 取締役・監査役の役員報酬の決定方法

当社の取締役の報酬は、株主総会において総額の枠を決議しており、それぞれ報酬限度額の範囲内で、各取締役の責任と業務分掌に応じて決定しております。

また、当社の監査役の報酬は、株主総会において総額の枠を決議しており、その報酬限度額の範囲内で、各監査役の責任に応じて監査役の協議により監査役会において決定しております。

5. 責任限定契約の締結状況及びその内容の概要

当社は、社外取締役丸山一郎氏、黒部得善氏及び後藤田翔氏、並びに、社外監査役石本圭司氏及び中川英之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、取締役及び監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を選任し、社外取締役が監査役会等と連携することによるガバナンス体制を選択しております。当社のガバナンス体制は、社外取締役を含めた取締役会及び監査役会の活動に加え、上述した内部監査及び監査役監査、会計監査の状況と併せて、ほかのガバナンス体制と比較して最小の人員数で体制構築ができており、費用対効果の観点から最適であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、その他の適時開示情報を掲載しております。 https://www.akiba-holdings.co.jp/topic/ir/irlibrary	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重について、当社グループとしてコンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保つための「企業行動指針」を制定し、当該事項を規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制基本方針」に定めている業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として、「コンプライアンス規程」を制定し、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備を実施する。

コンプライアンス委員会では、コンプライアンス体制の調査と問題点の把握に努め、コンプライアンス上の重要な問題を審議する。

また、法令または定款上疑義のある行為等が認知された場合に、告発者を保護するための「内部通報者保護規程」を制定し、運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。

監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等について、リスクカテゴリー毎に責任部門を定め、これらを管理するため、「リスク管理規程」を制定する。

当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する部門は管理本部とし、各責任部門は、関連規程に基づいたマニュアルやガイドラインを制定し、リスク管理体制を確立する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- ・職務権限・意思決定ルール の策定
- ・事業部門毎の業績目標と予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
- ・グループ経営会議及び各社取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループとして、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保つための「企業行動指針」を制定し、業務の適正を確保する体制の構築に努める。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役の職務を補助するスタッフを置く。
- ・当該スタッフの取締役からの独立性を確保するために、監査役は上記スタッフの人事について必要に応じ協議を行い、変更を申し入れることができる。
- ・当該スタッフは、もっぱら監査役の指揮命令に従う。

7. 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、法令及び「監査役会規程」その他社内規程に基づき、次に定める事項を監査役会に報告するものとする。

- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・毎月の経営状況として重要な事項
- ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- ・重大な法令・定款違反
- ・その他コンプライアンス上重要な事項

当社の監査役が子会社の監査役を兼務しており、当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制と同様の体制をとるものとする。

監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用債務の処理方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役会は代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- ・監査役は、会計監査人及び監査役の職務を補助するスタッフとも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社グループは、「コンプライアンス規程」において、反社会的勢力との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することを定め、全社員への周知徹底を図る。

・当社グループは、所轄警察署、顧問弁護士、その他関係機関との連携を図り、日頃より情報収集等を行う。

その他

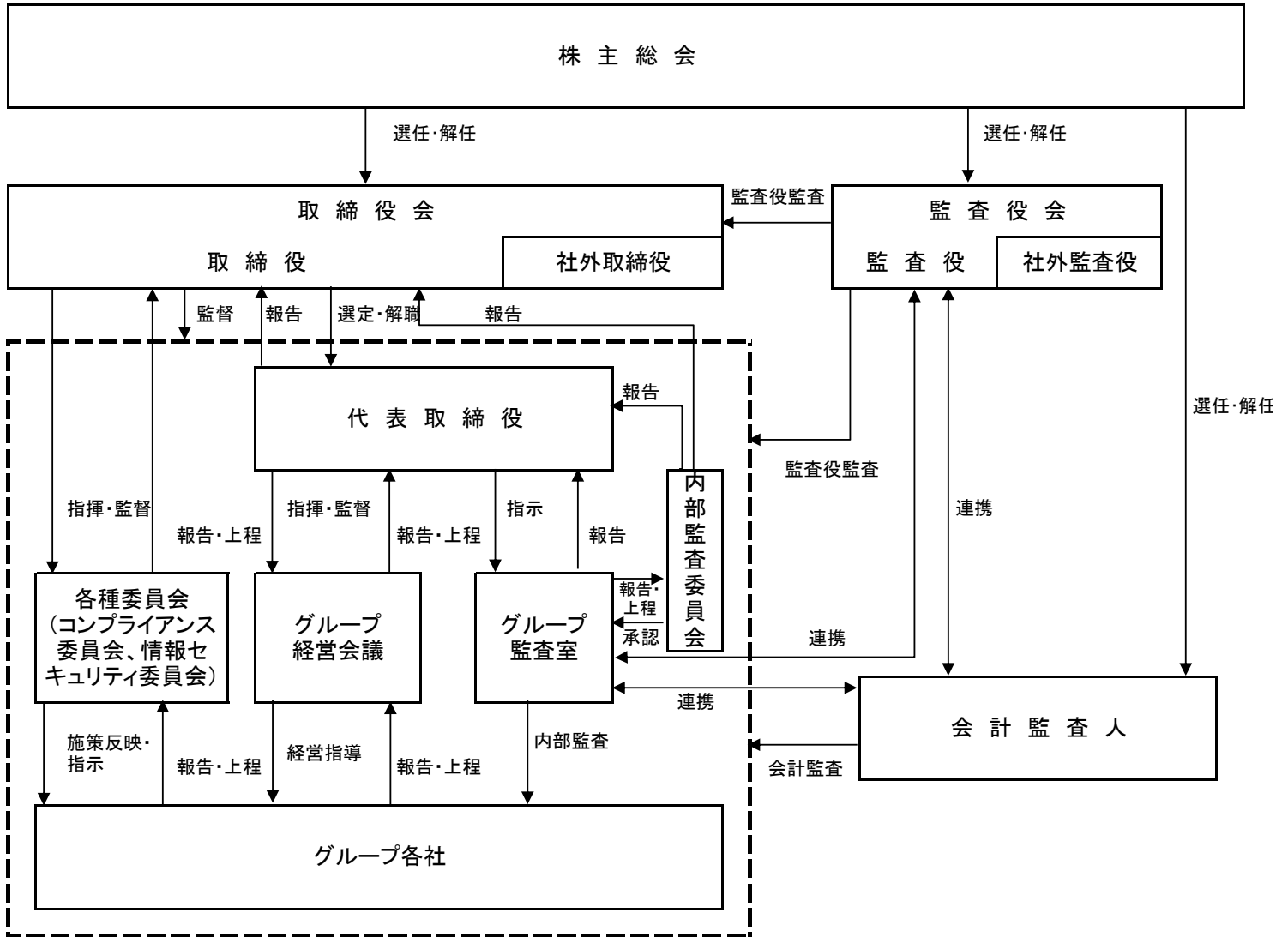
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス模式図



適時開示体制の概要(模式図)

